

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項） 検討済一覧

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況	
1	(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。	検討済	平成21年度55条報告のとおり。	統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及び第1～3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※ 【統計法55条報告（統計情報部社会統計課、雇用統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握しているが、他の統計調査についても必要な事項がないか、今後も引き続き検討する。 (1) 雇用動向調査 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 (2) 縦断調査（現在、実施している主な調査項目） ・ 21世紀出生児縦断調査 就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等 ・ 21世紀成年者縦断調査 就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況)等 ・ 中高年者縦断調査 就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間)等
2		○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。	検討済	・ 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。 ・ 21世紀成年者縦断調査における新たなコーホートの追加については、平成24年度概算要求を行っているところである。	【統計法55条報告（統計情報部社会統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本を追加する方向である。 有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」を平成21年3月に設置し検討し、平成22年3月31日に最終とりまとめを行い、21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査それぞれ新たな標本の追加が必要であるとの提言があった。 今後は、21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートの予算を確保し、12月実施を予定している。 また、21世紀成年者縦断調査では、平成23年度予算要求を行う方向で検討する。 【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートを追加し、平成22年12月に調査を実施した。 21世紀成年者縦断調査における新たなコーホートの追加は、財政事情により平成23年度の概算要求に盛り込まれなかったが、平成24年度以降、概算要求することを検討する。
3		○ 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。	検討済	人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得、平成21年人口動態統計（確定数）において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。 (追加統計表案) ・ (出生) 出生数、出生月・母の生年年齢別 ・ (婚姻) 婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 ・ (離婚) 離婚件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一	【統計法55条報告（統計情報部人口動態統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 【平成21年度】 外部有識者の意見を参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された月別、生年年齢別の統計表を作成することとした。 (追加統計表案) ・ (出生) 出生数、出生月・母の生年年齢別 ・ (婚姻) 婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 ・ (離婚) 離婚件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 (追加時期) 平成21年人口動態統計（確定数）（平成22年9月公表予定） 【平成22年度】 上記統計表案の追加について、基幹統計調査の変更申請を行い、9月の公表予定までに承認を得る。 【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について、基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得、平成22年9月2日にe-Statに掲載した。
4	(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。	検討済	・ 平成21年度は、外部有識者による「国民生活基礎調査の新体系構築に関する研究」（平成19～21年度）を行った。 ・ 平成22年度は、平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。 今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討する。	【統計法55条報告（統計情報部国民生活基礎調査室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 平成21年度は、外部有識者による「国民生活基礎調査の新体系構築に関する研究」（平成19～21年度）を行った。 今後は、研究結果を踏まえ、対応の可能性を検討し、試験調査の実施を検討する。 【試験調査スケジュール】 平成22年度 まとまった研究結果を踏まえ、調査票の設計等の検討開始 試験調査について、実施案検討、予算要求、総務省の承認申請 平成23年度 試験調査の実施 試験調査の結果を踏まえ、標本規模の拡大等、平成25年調査に向けた見直しについて結論を得る。 平成24年度 平成25年調査（本調査）について、総務大臣への承認申請（統計委員会対応を含む。） 平成25年度 本調査（大規模調査）の実施 【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。 このため、平成25年調査で実施することは困難な状況である。 今後、平成28年調査で標本規模を拡大すること等について検討する。

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況	統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及び第1～3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※
5		○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。	検討済	平成21年度55条報告のとおり。	<p>【統計法55条報告（統計情報部国民生活基礎調査室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会（平成22年1月25日）等による審議を経て、平成22年調査（大規模調査）において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表（6表）を拡充することとした。</p> <p>（追加統計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別 高齢者世帯数、医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別 世帯人員数（6歳以上）、健康意識・生活意識別 世帯人員数（12歳以上）、こころの状態（点数階級）・生活意識別 世帯人員数（15歳以上）、健康意識・性・生活意識別 世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別
6	(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。	検討済	平成21年度55条報告のとおり。	<p>【統計法55条報告（統計情報部国民生活基礎調査室、社会統計課、雇用統計課、賃金福祉統計課）】</p> <p>「関係する統計調査における対応の方向」</p> <p>国民生活基礎調査</p> <p>統計委員会（平成22年1月25日）等による審議を経て、平成22年調査（大規模調査）において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分（小学・中学・高・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院）を把握することとした。</p> <p>【第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>「関係する統計調査における対応の方向」</p> <p>(1) 国民生活基礎調査（略）</p> <p>(2) その他調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 21世紀出生児縦断調査では8段階（中学校、専修・専門学校（中学校卒業後）、高校、専修・専門学校（高校卒業後）、短大・高専、大学、大学院、その他）、21世紀成年者縦断調査では7段階（中学校、高校、専門学校、短大・高専、大学、大学院、その他）に分けて最終学歴を把握している。 賃金構造基本統計調査で、4段階（中学、高校、高専・短大、大学・大学院）に分けて把握している（文理別では把握していない）。 雇用動向調査では、5段階（中学卒、高校卒、専修学校（専門課程）卒、高専・短大卒、大学・大学院卒（文理別））に分けて最終学歴を把握している。
7	(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。	検討済	<p>人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について外部有識者の意見を参考に検討し、具体的な措置、方策等として示された統計表について基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得、平成21年人口動態統計（確定数）において平成22年9月2日にe-Statに掲載した。</p> <p>（追加統計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> （出生） <ul style="list-style-type: none"> 【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> ①父日本・母外国の出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）別 ②母日本・父外国の出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）別 【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> ③出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）・嫡出子一嫡出でない子別 （婚姻） <ul style="list-style-type: none"> 【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> ①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） ②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） 【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> ③婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） （離婚） <ul style="list-style-type: none"> 【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> ①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） ②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） 【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> ③離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） 	<p>【統計法55条報告（統計情報部人口動態統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>【平成21年度】</p> <p>外部有識者の意見を参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された年齢別の統計表を作成することとした。</p> <p>（追加統計表案）</p> <ul style="list-style-type: none"> （出生） <ul style="list-style-type: none"> 【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> ①父日本・母外国の出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）別 ②母日本・父外国の出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）別 【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> ③出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）・嫡出子一嫡出でない子別 （婚姻） <ul style="list-style-type: none"> 【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> ①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） ②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） 【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> ③婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） （離婚） <ul style="list-style-type: none"> 【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> ①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） ②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） 【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> ③離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳） <p>（追加時期）平成21年人口動態統計（確定数）（平成22年9月公表予定）</p> <p>【平成22年度】</p> <p>上記統計表案の追加について、基幹統計調査の変更申請を行い、9月の公表予定までに承認を得る。</p> <p>【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について、基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得、平成22年9月2日にe-Statに掲載した。</p>

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況
8	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。	検討済	統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理し、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで対応予定。 なお、既存統計の活用の観点から、労働力調査における従業上の地位等の定義に関して意見を提出した。
9	(9) その他	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。	検討済	平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回、人口・社会統計部会にて審議を行い、4月22日に統計委員会において答申が採択された。

統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及び第1～3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※

【統計法55条報告（統計情報部雇用統計課、統計企画調整室）】
平成21年度は、既存調査で把握している事項の整理を行った。また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を設置し22年4月27日に1回目の検討会を開催。今後、検討会を通じて対応を検討する。

【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】
統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、省内の関係部局と行った非正規雇用に関する検討の場において、非正規雇用の実情に関して既存調査で把握されている項目について整理したところ、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）において、毎年継続的に調査する事項（就業形態別の労働者割合等）と調査年のテーマに即した調査事項に分けて調査することで対応したい。
なお、既存統計の活用の観点から、労働力調査における従業上の地位等の定義に関して意見を提出した。

【統計法55条報告（統計情報部保健統計室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】
医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。

【調査スケジュール】
平成22年度 4月 調査企画開始
10月 医療施設調査・患者調査 調査票 社会保障審議会統計分科会 審議（予定）
12月 統計委員会へ諮問、総務省へ承認申請（予定）
平成23年度 調査の実施

【第3回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】
平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。
平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回、人口・社会統計部会にて審議を行い、4月22日に統計委員会へ答申済み。

※重複回答は統合。